



第 21 号

平成 30 年 5 月 25 日

東ト協 適正化事業部

点呼記録簿の記録事項に「睡眠不足の状況」を追加

国土交通省は 4 月 20 日、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を一部改正し、運転者の睡眠不足による事故の防止を一層推進するため、睡眠不足の乗務員を乗務させてはならないこと等を明確化しました。あわせて、「輸送安全規則などに関する解釈及び運用について」を一部改正し、点呼記録簿の記録事項として睡眠不足の状況を追加しました。

施行は 6 月 1 日を予定しています。

<改正概要>

(1) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の一部改正

- ① 事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として睡眠不足を追加
- ② 事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加
- ③ 運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ること

(2) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正

点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加

<点呼簿への記録方法>

乗務前点呼及び中間点呼の確認事項として、点呼簿に「睡眠不足の状況」を追加してください。点呼記録簿の様式は特に定められていないため、現状記載されている「疾病・疲労等の状況」欄に睡眠不足の状況を追加し、「疾病・疲労・睡眠不足等の状況」とするほか、余白を活用して「睡眠不足の状況」と新たに項目を増やすことも問題はありません。

※睡眠不足の状況についての記録欄がある点呼簿の用意が施行までに間に合わない場合や、睡眠不足の状況についての記録欄がない点呼簿がまだ余っている場合は、その余白部分に睡眠不足の状況について確認した結果を記入してください。

⇒次頁以降に「睡眠不足の状況」を追加した点呼記録簿様式例を作成しましたので、ご参照ください。

<睡眠不足であるか否かの判断基準>

睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの判断は、運転者の自己申告や運行管理者等から見て普段の様子と違うところがないか等から総合的に判断します。今回の改正では、運転者により睡眠時間が何時間必要かは個人差があるため、睡眠時間が一定時間以下であった場合は乗務させない等の基準は設けられていません。

また、運転者から睡眠不足である旨の申告があった場合や、運転者が睡眠不足ではないと申告している場合であっても、運行管理者等が当該運転者の普段の様子等から考慮して睡眠不足であると判断する場合は、当該運転者を乗務させてはならないとしています。

車両番号		運転者名	乗務前点呼								乗務後点呼						
			時間	方法	検知器	酒気帯び	疾病・疲労	睡眠不足	日常点検	執行者	指示事項	時間	方法	検知器	酒気帯び	執行者	自動車、道路運行の状況 交替運転手に対する通告 その他報告事項
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		
			:	対面電話	有無	有無							対面電話	有無	有無		

